

発信されてありましたけれども、このことがあまり大げさにならないような状況でしていただき
たかったんですけど、残念ながらもう過去にそういった形でSNS上で上がっておりましたので、
これもどうしようもないことでございます。

確かに油槽所の集約ということで、このことは石油商業組合対馬支部もご努力をされてあると。
残念ながら、島の人たちは一部でしょうけれども、御存じない方は商業組合のほうが少しもうけ
が出とんじやないかというような思惑がございますけれども、決してそのようなことはないと私
も説明はしますけれども、今日の状況下で少しお分かりになってはないかと思っております。

市長もいろいろ御努力されてあると思いますが、油槽所を集約されてもリッター当たり1円の
成果しか上がらないということですね。これも数億円かかるみたいですが、この事業につ
いてはちょっと厳しいかなと、私も聞いた範囲ではそう感じました。

市としても補助金、補助金と言われますけれども、やっぱり特定の事業者に対しての補助とい
うのもなかなか厳しいということは重々承知しております。このあたりを今後も調査研究をされ
て、少しでもいい方向に持っていきたいなと思っております。

燃油価格については離島ゆえのハンディが当然ございますけれども、本土並みの価格是正には
何が必要であったのか。市民の皆様の御理解がいただけたとあえて申し上げたいと思います。市
といたしましても物価高騰対策について、家計に優しい市政運営に向けて力強く取り組んでい
たいと存じます。

私にとって最終章となる質問でございました。これで終わります。ありがとうございました。

○副議長（春田 新一君） これで伊原徹君の質問は終わりました。

○副議長（春田 新一君） 暫時休憩します。再開を2時10分からとします。

午後1時57分休憩

午後2時10分再開

○副議長（春田 新一君） 再開します。

引き続き、市政一般質問を行います。14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） こんにちは。私が、今日は最後のバッターです。まさに最後の
最後の、質問に入らせていただきたいと思います。

今年はいろいろな年が重なるものでございまして、昭和の年号からすると100年、そして戦
後80年ということなんですが、この大きな節目を迎えているわけでございます。

本議会の冒頭に市長さんのほうから御挨拶がございました。天皇陛下のお話がございました。
我が日本国は、紀元前660年神武天皇から始まって第126代今上天皇、今上というのは現在

の天皇のことを意味するわけですが、今上天皇で2685年、これはあの世界で王室を持っておる国としては一番古い、世界一の国でございます。

それに比べてアメリカ、これができたのは僅かこの前です。1766年、僅か200年足らずの国でございます。この国のトランプ大統領でございますが、これについて私も本議会で何回か述べたと思いますが、まさに悪魔の落とし子でございます。トランプ氏がよくテレビで演説をされるんですけども、よく手をこういうふうにしてやられます。これは何のサインかというと、脅しのサインなんですよ。これから脅しますよというこのサインなんですね、このサインは。ディールディールと言いますが、取引なんですけども、脅して取引をするぞという合図だそうでございます。

今後この4年間、世界が混沌としますけれども、不確定な時代でございます。できれば、これ以上この世界で戦争が起こらないようにお願いをしたいと思います。

その分、我が日本国の状況はどうかと言いますと、石破総理が非常に頑張っておられます。今政権としても少数与党でございますが、与党は与党なりに野党のお力を借りながら、本年度当初予算の、国の予算の令和7年度の当初予算、これは修復修正をかけたの予算になるようにございます。この修正をかける予算というのは、29年ぶりだそうでございます。石破総理何とか耐え難きを耐え、忍び難きを忍んで政権の維持に当たっていただきたいと思います。

それと、石破総理の政策看板でもあります地方創生バージョン2でございますけれども、これについては大いなる力を発揮していただきたいと思ひますし、期待をしております。

では、先に通告しておりました2点について、市政一般質問をさせていただきます。

まず、第1点の市長が昨年職員住宅に住んでおった件でございますけれども、これについては引っ越しによる法令違反は排除されたが、市民から市トップとしての責任の在り方を問う声が非常に多いということです。反省の弁は何回か聞きましたけれども、やはりしかるべき対応をすべき必要があると思いますが、いかがお考えでありますでしょうか。

それと、2点目は湯多里ランドの運営についてでございます。これは、昨年の9月に補正で瑕疵があったとして執行をされたプールの件でございますが、これはどこに瑕疵があったのかと思うんですけども、この2点について市長の答弁を簡単にお願いいたします。

○副議長（春田 新一君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 小宮議員の質問にお答えいたします。

初めに、私が職員住宅に入居していたことに対するトップとしての責任の在り方についてでございます。

御承知のように、この件につきましては昨年の3月定例会から複数回の質問があり、その対応についてお答えしております。その中には私自身の処分についても触れられた質問があり、その

時と同じ答弁となります。関係の質問の都度、この議会の場におきまして議員そして市民の皆様に対し、謝罪と反省の弁を述べさせていただきました。処分につきましては、特別職と一般職との立場の違いはありますが、対馬市職員の懲戒処分に関する指針に照らしても処分に該当するものではなく、現在も自身の処分につきましては考えておりません。

続きまして、湯多里ランドつしまの運営について、プール施設等はどこに瑕疵があったのかという御質問でございます。

まず、プールにつきましては、市が営業開始を予定しておりました令和5年4月1日直前の3月20日に指定管理者からプール設備の不具合リストが提示され、4月1日からの営業は困難である旨の協議の申入れがございました。市は、指定管理者が行うメンテナンスや修繕等に要する経費と指定管理料に算定された年間プール運営経費のうち、4月1日から開業までの間の運営経費を相殺することで指定管理者と合意し、当面の間プールの開業を延期することを承諾いたしました。

このプールの不具合リストにつきましては、議員からの資料交付願いによりまして既に提出しているところであります。なお、プールの不具合箇所や設備のメンテナンス及び安心安全の総点検に係る経費は2,700万円余りが修繕料として指定管理者の決算書に計上されております。

次に、プール施設等のどこに瑕疵があったのかという質問でございますが、プールの漏水、ろ過器や循環ポンプなどに不具合が生じておりました。そこに起因して、事業計画書と実際の収入に大きな乖離が生じたので、プール施設の安心安全の総点検及び機械設備等のメンテナンスや修繕のために営業できなかった日数に係る減収分として495万7,360円を補填することで指定管理者と合意し、令和6年9月議会補正予算に計上いたしました。

なお、湯多里ランドつしまに係る産業建設常任委員会の所管事務調査におきましても、説明をさせていただいております。

なお、今後におきましては、再びこのような事案が発生しないよう施設関係者と十分な協議を行い、施設の状況を確認し、設備等のメンテナンスを十分に整えた上で各施設の指定管理者の公募を行っていく所存でございます。

○副議長（春田 新一君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） では、第1点目から質問させていただきたいと思いますが、市長はこの選挙公約で、今日もお話ございましたけれども、誰一人として取り残さないと、そういう市政を目指すんだということで、もう既に1年が経過しつつありますが、その誰一人として取り残さないというお考えは今でも変わりはないんですか。

○副議長（春田 新一君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 現在も、その考えでございます。

○副議長（春田 新一君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） やはり、そういう考えをやっていくということであれば、この市民とのつながりが一番大事だと思うんですよ、相手に伝わるということが。そういった意味では、私はやはり市民との信頼が非常に重い点だと思うんですけども、これについては市長さんはいかがお考えでございますか。

○副議長（春田 新一君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） もちろん、市民の信頼があつてこそその市政だというふうに考えておりますので、市民の信頼は大切なものだというふうに認識しております。

○副議長（春田 新一君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） そうですね。やはりこの市民の信頼がなければ、お互いにこの意思疎通もないわけですし、それはそのとおりだと思います。そういうお考えがあれば、さらに頑張っていたきたいと思いますが。

この市の職員住宅に入られた時に、3LDKの大きさに1万9,000円という金額なんですけど、この施設はもともとこの市の職員をはじめとしてこのほかの向こうから来た方、協働隊とかそういう公的に働く人が優先的にと申しますか、そういう形での建物だと思うんですよ。

市長が入られた時、5月の11日以降、たしか部屋は30あつて、そして市長が入ることによって31で満室になったわけですよ、ですよ。その時に、やはりこの市のトップとしては、先ほど私が申しましたように、そのような方がすぐ仕事ができる体制、特に向こうから来られた方なんかは住むところないじゃないですか。そういう体制を整えなければいけないと。自分が入ることによって、それが満室になるわけだから入れないじゃないですか。そういう事態が発生しているわけですけども、市長どうなんでしょうかね。やはり、その入る時に先ほどの誰一人じゃなくて自分1人でもやってみようと思われたんですか。

○副議長（春田 新一君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） これまでのこの議会の中でも御説明申し上げておりますけども、私のほうも今まで約18年間お世話になっておりました民間の1戸建て住宅のほうを5月いっぱいまでに引き渡さなければならないといったことでその前からずっと住宅を探してはいたんですけども、なかなかこの厳原の町なかで空いていた住宅がありませんでした。

そういう中、上のほうの実家から改めてまた通うのには1時間半ぐらいの時間を要しますし、住宅をずっと探している中で、前回入っていた職員住宅のほうで1年以上空いている部屋がありますといったようなことで、私のほうがそこ空いているなら入れるのかなということでしたら、空いていますから大丈夫ですよというようなことだったものですから、そこに入居をさせていただいたという次第でございます。

そして、今質問がありましたように、じゃあほかの人が入らなくてもいいのかじゃなくて、空いていたから入らせていただいたということでございます。

○副議長（春田 新一君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 空いてたから入ったんですけども、入ることによって部屋はもう満室になるじゃないですか。そうすると、さっき言ったような形の対応ができないということになるんですよ。それを分かっとしてされたんじゃないかなと思ったんですが。それと、先ほど言われたように、なかなか探してもなかったということだけでも、厳原には。上から通うわけにはいかんと言われるけども、厳原町、美津島町、結構建物がいっぱいあるんですよ。本当に高い家賃でも払って入ろうと思えば入れるんですよ。

私ちょっと気になったのが、この1万9,000円の家賃じゃないですか。生活保護者の方は3万円のアパート探すのも大変なんですよ。1万9,000円しか払えないということは、これは給料的にあまり給料をもらいよらんとじゃないかなと思うんですけども、それは総務部長、その辺は市長の給料というのはどういうふうになっているんですかね。

○副議長（春田 新一君） 総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） 市長の給与ということでございますが、これは条例で定められておりまして、月額80万円ということになっております。

○副議長（春田 新一君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 月80万円で、調べてみたら年間960万円でボーナスが324万あるんですよ。トータルで1,286万円、月にすると107万なんですよ。これだけの収入があれば比田勝とかから通わんでも、美津島町や厳原町でも十分対応できたんじゃないですか。私はそうないと思っていましたけども、その辺はどうなんですか。

○副議長（春田 新一君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 議員おっしゃられるように、私も厳原町だけでなく美津島町のほうまで足を伸ばしていろいろと当たりました。ましてや、民間の入居されていない住宅等もございましたので、そちらのほうにも声をかけて入られないかといったことをしましたけども、その時点ではまだ入居がされないといったようなことで困っていたときに、その東里住宅のほう为空いているということで入居させていただいた次第であります。

○副議長（春田 新一君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 昨年の9月の議会だったと思うんですが、同僚議員がこの一般質問において入るための手続、申込みについてお尋ねしたときに、市長さんはこのように答弁されておられます。「職員住宅の申請ということで、私の個人名で対馬市長宛に申請書を出しております。その後、今度は対馬市長である私の名前で、公印で私宛に許可書が出ております」とそ

ういうことになっておりますということなのですが、多分この市長個人が、あなた自身がこの申請書を出されたのでしょうか。この日には、5月11日には市長は本庁に滞在しておられますけれども、市長自ら出されたのか、その点についてお尋ねします。

○副議長（春田 新一君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） この申請書は私のほうが直接出しております。

○副議長（春田 新一君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） では、この資料1を見ていただきたいと思うんですけど、この資料1の、個人で出されたということであれば、この資料の申請者、ここに対馬市長比田勝ってあるんですよ、5月11日に。あなた自身が個人で出せば、対馬市長というのは入れないんじゃないんですか。これは公職としての印じゃないですか。どうなんですか。

○副議長（春田 新一君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） これは、ここに申請者所属とありますので、この所属が私の場合対馬市長ということで、そういうふうな申請をしております。

○副議長（春田 新一君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 所属ということは、その地位を明らかにするということなんです。もし個人で出せば、ここにこのような名前は市長というのは入らないのが当然じゃないんですか、常識として。個人で出したというんだから。誰が見ても明らかに。

それともう1点ありますが、このところに、この上のほうに、申請書のところに様式第1号第6条関係とあるんですが、この令和5年4月1日付で改正をされているんですよ。第6条というのは存在しないんだけど、この第6条、多分第7条に変更されたと思うんですけども、この第6条と書いてある。これは、どのような法令の第6条なんですか。

○副議長（春田 新一君） 総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） 様式第1号の第6条関係ということになっている分かと思うんですけど、この分については一応この規定の改正が令和5年4月1日から令和6年4月1日から改正を行っております。

それで、ちょっと今手元にその時の改正の条項等がありませんのでどちらかで改正しているものと思いますので、今現在については第7条関係に変更がされているかと思います。

○副議長（春田 新一君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） どちらかじゃなくて、これは5月1日に改正されているんですよ。その時には、この第6条を使ったというのは、推測するとこの問題が発生した後に慌てて作ったのでこの第6条というのが入っているんじゃないですか。第6条ではこの規則はないんだから。そうなるでしょう。全くもってこれは成り立たないんですよ。答弁がないならいいで

すけどもね。そういうふうな形であります。

この第6条はもともとないのに、第7条が本当だから。この申請書そのものが法的根拠をなしていないんですよ、条例にないんだから、法令に。ということは、この申請書そのものも無効ではないんですか。先ほどの資料がないと言われるけども、ここに手元にあります。改正前と改正後、改正後は1条途中で入っています。だから、ずれているんですよ。だから、慌てて作ったんじゃないかというふうに憶測できるんですよ、合わせるために。

その法的な根拠がないんで、無効として扱っていいのかということです。それはどうなんですか。法令ないんだから。答弁できんならいい。

○副議長（春田 新一君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 答弁ができればしていただきたいけども、それはちょっとあれでしょう。

それで、先ほど市長のほうからは、その処分についても以前このような話をされておられます。その職員関係の懲戒処分の対象にはならないんだというお話しますよね。というふうなことで先ほども言われたけども、懲戒処分というのはもともと部下とかそういうものに対しての懲戒処分なんです。本来は、市長はそれと違うんだから、この法律でいうこの訓令の根拠としては、まず地方自治法第154条、職員を指揮監督する立場にあるわけですよ。その人に対しての懲戒処分というのはないんですよ、親分だから。

それは、自分で考えて自分なりの処分をしなければいけないんです。それが、法律の位置づけですよ。そして、行政手続法上も法令の中にはこの規定というのも含むというふうに、行政手続法の第2条でもなっているんだから、明らかに法律に違反しているんですよ。違反ということは、この前も言っておられたから認識はしてあるんでしょうけども、基本的にも間違っているということです。

それで、先ほどの手続上の間違い、成立しないんだから、この申請書そのものが。それで、手続上の問題もあるし、やはりそれをカバーするためには襟元を正さなければいけないんですよ。市民に目を向けなければいけない。そうしなければ、当初の誰一人残さずということはできないわけですから。まだあと3年あるじゃないですか、任期が。

もし心を改めるということであれば、本議会は14日までありますけども、その後でもいいじゃないですか。やはり市民に姿勢を示していただきたい。そうすることによって、後々市民から感謝をされるわけですから、物事の結果によって。そのような考えをひとつ実行をしていただきたいと思いますよ。それと、もう答弁はあれでしょうから。

この2点目なんですが、このプールの問題。これがびっくりするのは、その瑕疵の問題なんです。4月1日からオープンするということになったわけですよ。そして、市の募集したの

も4月1日付からプールはオープンしますよということなんですよ。3日前まで、3月27日までプールは運営しよったんですよ。先ほど市長は、その瑕疵があるリストと言われるけども、確かにと言われるように事前にリストは頂いています。これだけもらってもなかなか確認できないんで、実際にこれをしてあった業者の方、福岡の業者ですよ。そこに足を運びました。そして、いろいろと話も聞いてきました。

この16ある項目の中で、12ぐらい、ろ過器、これがひびが入っていました。それについては、テープみたいなのを貼って修繕している写真もこれの中に入っています。そのぐらいしか問題はなかったと。いろいろな捉え方がありますよ。でも、実際に27日まで営業しよったんだから、その瑕疵というのはほぼ発生しないんですよ、一般的に考えて。

その中で、向こうの報告書があるんですが、対馬市との協議書があるんですよ。この協議書の中で、クリルさんが項目上げてきています、1点、2点。先ほど言ったように、3月27日までオープンしておったんだから、4月1日付のオープンが契約の日からして、まず物理的に無理なんですよ。

この協定書の資料3ですけども、この協定書の3番目、これは私が書いた分ですけど、「10日後の開業までの従業員の確保ができないため」と、この項目が入ってしかるべきなんですよ。3月27日まで営業しよったんですよ。そして、新しい人と入れ替わりながら営業するということであれば、2か月、3か月かかるんですよ、中を整理するためにも。

これは協定書でこういうふうな形でこうしとるんですが、この3番目が抜けとるんじゃないかと思うんですけど。答弁があれば。答弁がなければいいよ、次に進むから。

○副議長（春田 新一君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） このことにつきましては、元の運営業者と違って今度のクリルさんは指定管理でございますので、クリルさんのほうから市の指定管理委員会のほうに文書も来ておりますけども、これまで3月27日まで直接運営された業者様の従業員等を引き続き雇用すると。そして、またもしこの雇用等ができなかった場合は佐世保のほうの本社のほうから直接的に呼び寄せるといったような文書も入っておりましたので、対馬市の指定管理委員会としても、このことについては4月1日からの運営については可能ということで判断をしているというところでございます。

○副議長（春田 新一君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） すいません。じゃあ、あれですよ。4月1日付でオープンしようと思えばできたわけですよ。佐世保のほうから連れてきたりすれば。しかし、実際的にはメンバーがそろったのは7月10日ですよ、ぎりぎりに全部のメンバーがそろっとるんですよ。向こうから連れてきたとしても、連れてきた人も7月10日までの分は何人かおると思うけども、

じゃあ実際に4月1日付からやったとして、物理的にはできないんじゃないですか。できない結果が、7月10日ということになっているんですよ。できない。どうなんですか、その辺は。

○副議長（春田 新一君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） あくまでこの指定管理者でありますクリル様におかれましては、安心安全な運営と、途中で休止になるようなそういったところは避けなくちゃならないといったこと。あわせまして、ちょっとカビとかいろんな衛生的な問題もあったといったようなことで、これらのリスクを排除する必要があったということでございます。

○副議長（春田 新一君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） クリルさんにしては、長いことこれからやっていかんといけんから、何かいろいろしなければいけないということなんですが。では、その時に営業しておったレッツコンサルティングさん、この人はどうなんですか。この契約書があるんですが、レッツコンサルティングさんの契約書が。先ほど市長が言われたように、やっぱりぴしゃりした業者ですよ。その約束事がぴしゃつとあるんですよ、先ほど言われたような。

施設の運営に支障のないように努めると、適切な管理を行うことを任務とするということなんですよ。そして、プールについては発注者及び機械設備管理者との調整を図りながら定期的にプールの清掃や水替えをするんだと。支障がないようにしてあるんですよ。そのような契約書なんですよ。

もしこれに反しているならば、この業者に何かこう処分を下したんですか。下していないということであれば、これはそのまま履行されたということなんですよ。その辺はどうなんですか。

○副議長（春田 新一君） 観光交流商工部長、阿比留忠明君。

○観光交流商工部長（阿比留 忠明君） お答えをいたします。

令和4年度に、市から湯多里ランドプールの運営を株式会社レッツコンサルティングに委託しておりますが、あくまでもプールの運営でございますので、施設の。

○副議長（春田 新一君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 処分はしたんですか。これに違反しているなら、処分をしたんですか。

○観光交流商工部長（阿比留 忠明君） あくまで委託しているのがプールの運営の業務でございますので、違反とかそのようなことはございません。

○副議長（春田 新一君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 私の聞き取りの範囲では、支障はなかったということでした。ただ、先ほど冒頭話したように、ろ過器がちょっと漏れよるんだと。あとは、問題ありませんでしたということであれば、市の契約はスムーズに履行されたんですよ。履行されていないならば

何かの対策を取られたと思うけども、取っていないということはスムーズに履行したんですよ、3月27日まで。その後、人の異動とかなんかで閉めてしまったんだけども。

だから、この業者さんは契約書どおりに建物を適切に管理をしていたんです。発注者及び機械関係等の調整も図り、プール等の定期的な清掃もしておったんですよ。ここに瑕疵は発生しないんです。そう理解するのが、一般的な人の考えですよ。いいですか。

それと、もう時間がないからあれですけども、どうもこのクリルさんに対してなんか便宜を図っているような気がするんですよ、私は。それで、どのような便宜を図っているのかなと思って私なりにいろいろ調べてはみたんですが、6月にこのように、皆さんも資料5を見ていただきたいんですが、6月にこのボイラーの工事をしています。ボイラーの工事というのは、もともとその設備工事であって委託業務じゃないんですけども、あえて委託業務として入札はせずに見積りでしておられますよ。その金額が、すごい。よくタブレットなんか見ていただけると思うんですが、予定価格が税引き3,007万5,000円。いいですか。落札金額が3,007万円なんですよ。僅か5,000円です。これだけの差でほぼ満額取っとるんですよ。これは見積りだからしかるべきと言えばそうかもしれないが、ただこの金額をどのように査定をしたのか。大きい問題なんですよ。

これは、この見積りをしたのは市のほうでいいんですね、先に確認するけど。対馬市が見積りしたんですよ。いいですね、それでね。——あと7分ね。辛抱してください。この資料6です。これを見ていただきたいと思うが。いいですか。見積りをするときには、相手に自分の意思が伝わらなければいけないんですよ。じゃあ、どういう形で伝えるかという、一般的には図面であったりとか特別な文章であったりとかするわけですが、今回は意思疎通の図面というのはこれ1枚だけ、これだけですよ。そして、その他のものとして資料の7、あとこの1式というのがあるだけなんですよ。すごいと思うのは、このような意思疎通をするためにこの1枚で描こうとしたその人の努力が分かるが、その3,007万円で落札をしたその考察力というのはすごいものがあるじゃないですか。普通なら、この3,000万円を超えるものはある程度書類があって、それぞれ目を通しながらやっていくんですけども、若い男女であれば目と目と合えば意思疎通ができるじゃないですか。ああ、そうだなと思うけど、これは全く違う人たちとの意思疎通なんですよ。

それで、先ほどのあの1枚で3,007万円の金額をはじき出したわけですから、これは便宜以外に考えられないんじゃないですかね。そういうことになるんですよ。それでね、こういうくだりを言っても一緒ですけども。そのほかにこの施設についてはいろいろと問題点もございます。例えば、施設で使った油代とか市が負担すべきものでもないのに負担をしとるという経緯もあります。そして、地方公共団体というのは会計年度ですから、その年度で起きたことは年度でしな

ければいけないんですよ。繰越しも若干あるかもしれないけれども、繰越しも年度内にするんですよ。今回のように、事件が発覚したのは4月の初めじゃないですか。そういう流れの中で、なぜ早く年度内にこのような問題を片づけなかったのかという問題も一つあります。

それと、この施設についてはこの基本協定と年度協定があるんですが、基本協定の中にもその他の事業をするときには自分たちでやってくださいよという基本的な申合せがあるんです。それをするためには、基本協定の見直しもいるんですよ。それもなしにボイラーを設置をして、そして燃料もしたと。さらに、年度協定の中にもあるんだけど、その1年の間で何もお互いに異議がなければ、それは自然と認めたことになるんですよ。それは3月までの話であって、3月までに何かあれば協議をなさいよと。でも、それを過ぎた後はもうゼロなんです。認めることはできないのが、年度協定の部分なんです。それも含めていろいろな問題がありますので、これについては市長、やはりこの問題をもう少し精査をしていただいて、そしてただ陳謝だけじゃだめですよ。やはり、どこに責任があるのか、誰に責任があるのか、そういうところを明快にしていだきたいと思います。これは、お願い事になりますけどもね。そういうような形で、対処をお願いしたいと思います。答弁はいりませんけどね。

あと2分くらいになりました。

今回、この2点についてお話しさせていただきましたが、まずこの1点目の問題については、先ほど触れたように、まず文章そのものが成立をしないんだということ。そして、市長が認めているように、これは法令違反なんだということ。ただ単に、市長が言われるように陳謝だけということであれば、これは一般社会においてその人が社会の倫理的なものに違反をしたときに謝罪があるんですよ。それ以外は、法に触れているわけですから、そのところを重々確認をしていだきたいと思います。

もうあと1分になりました。

最後に、これは間違えたらいけませんので、文章を作ってきた。（発言する者あり）いいですよ。

○副議長（春田 新一君） ちょっと1回答弁。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） このままちょっと終わりますと、我々が何か間違っただけをそのまま認めているということになりますので、こちらとしても答弁をしたいと思います。

○議員（14番 小宮 教義君） じゃあ、してください。

○市長（比田勝 尚喜君） まずその1点目の、私の住宅の件につきましては、もうこの前からずっと申し上げておりますように、大変申し訳なかった。ただし、処分をするにしても、今これは処分のあれがないんですよ。そういうことで、ちょっと処分は考えておりませんと言っております。

そして、2点目につきましては、まず大きな点で、市からの便宜があったんじゃないかというようにございますけど、決してそういうことはありません。こんな疑いを持たれたら、ちょっと職員も恐らく残念だというふうに思います。これは取り消してください。

そして、大きな間違いで、レッツコンサルティングさんはあくまでプールの運営だけを行った会社です。今度のクリルさんは運営から管理まで全てを請け負う指定管理者でございますので、そこに大きな差があるということで御理解をしていただきたいと思います。

以上です。

○副議長（春田 新一君） 小宮議員に申し上げます。時間が来ていますので簡明に。

○議員（14番 小宮 教義君） 先ほど答弁があったので、その答弁には私も答えんといけん。

○副議長（春田 新一君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 便宜があったんじゃないかということね、便宜をしたとは言っていないんですよ。ただ、このような内容から察すると、そのようなことも十分考えられるわけですよ。それも含めて、もう一度精査をしてやってくださいということです。

それと、1番目のやつなんですけど、確かに処分の前例がないということだけでも、前例がないようなことをされておるんですよ。指揮管理する人間が自分で自分をするわけだから、それ自体が法令違反なんですよ。

最後、いいですか。文章間違えたらいかんから。終わりますんで、すみません。

最後に、私は議員として5期という長きにわたり、市民のために頑張ってまいりましたが、何一つ役に立つことができませんでした。ノウタレの極みであります。市民の皆様には大変お世話になりました。

以上です。

○副議長（春田 新一君） これで、小宮教義君の質問は終わりました。

○議員（13番 波田 政和君） ちょっと待って。今、市長からの依頼があったじゃないですか、取消ししてって。

○副議長（春田 新一君） 後ほど、記録を調査の上、適当な措置を講じます。それでよろしいでしょうか。（発言する者あり）

○副議長（春田 新一君） 以上で、本日予定しておりました、市政一般質問は終わりました。明日も引き続き、定刻からして一般質問を行います。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後3時04分散会
